

## 藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2011年3月21日（月）午後2時  
場 所 藤沢市役所 新館7階第3会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第48号 障がいの表記の整理に関する規則の制定について
  - (2) 議案第49号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
  - (3) 議案第50号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
  - (4) 議案第51号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
  - (5) 議案第52号 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
  - (6) 議案第53号 藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
  - (7) 議案第54号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 5 その他
  - (1) 湘南藤沢市民マラソンの結果報告について
  - (2) 第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果報告について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 佐々木 柿 己  
2 番 赤 見 恵 司  
3 番 澁 谷 晴 子  
4 番 小 澤 一 成  
5 番 岩 本 育 子

出席事務局職員

教育総務部長	田 中 一 次	生涯学習部長	中 村 亮 一
教育総務部担当部長	村 岡 泰 孝	生涯学習部担当部長	須 藤 公 夫
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習課長	秋 山 曜
教育総務部参事	吉 田 早 苗	総合市民図書館長	古 谷 一 幸
教育総務部参事	佐 川 悟	生涯学習課主幹	熊 谷 敬 子
教育総務部参事	酒 井 一 二	スポーツ課長	稲 垣 一 彦
学務保健課長	吉 住 潤	教育総務課主幹	須 田 朗
教育指導課主幹	岡 滝 男	スポーツ課課長補佐	牧 野 行 雄
教育総務課課長補佐	中 川 あをい		
書 記	田 邊 義 博		

午後2時00分 開会

岩本委員長 会が始まる前に、このたび東北関東大震災で被災された方々、犠牲者の方々に心より哀悼の意を表します。

また、藤沢市の職員の方々もさまざまな雇用形態で頑張っている姿を拝見し、藤沢市のために働いていることを実感しております。また、震災に関しては後ほど、その他で質疑応答等を行っていきたいと思います。

それでは、ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 次に、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、このとおりの承することにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 議事に入ります前に、議案第54号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書により、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 ご異議がありませんので、議案第54号教育委員会事務局職員の人事異動については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 これより議事に入ります。

議案第48号障がいの表記の整理に関する規則の制定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第48号障がいの表記の整理に関する規則の制定についてご説明いたします。(議案書参照)

この規則を制定したのは、規則において人及び人の状況を表す場合の障害の「害」の字を法令名や法令の規定による用語を除き、ひらがなに改めるため、関係規則の規定の整理を行う必要によるものです。なお、規定の整理におきましては、平成 23 年 2 月教育委員会定例会議案第 37 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校事故措置条例の一部改正）に同意することにおいて、教育委員会が所管する条例を市議会定例会に提出することをご審議、ご決定いただき、平成 23 年 2 月藤沢市議会定例会において可決されました「障がいの表記の整理に関する条例」の制定についてと同じ考え方に基づいて行うものです。改正する規則及び改正点につきましては、新旧対照表の下線部分をご覧ください。

4 ページは藤沢市学校事故措置条例施行規則、6 ページは藤沢市学校事故措置委員会規則、7 ページは藤沢市教育委員会事務局組織等規則、9 ページは藤沢市公民館条例施行規則、11 ページは藤沢市学習文化センター条例施行規則、12 ページは藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則、14 ページは藤沢市図書館に関する規則、17 ページは藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則、20 ページは藤沢市石名坂温水プール条例施行規則でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 48 号 障がいの表記の整理に関する規則の制定について  
障がいの表記の整理に関する規則を次のように制定する。

2011 年（平成 23 年）3 月 21 年提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

1 制定する規則 別紙のとおり

2 施行期日 2011 年（平成 23 年）4 月 1 日

提案理由

この規則を提出したのは、規則において人及び人の状況をあらわす場合の「障害」の「害」の字を法令名や法令の規定による用語を除き、ひらがなに改めるため、関係規則の規定の整理を行う必要による。以上、よろしく願いいたします。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 48 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本委員長

それでは、議案第 48 号障がいの表記の整理に関する規則の制定につ

いては、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本委員長 次に、議案第 49 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、  
を上程いたします。事務局の説明を求めます。

秋山生涯学習課長 議案第 49 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、ご説明  
いたします。(議案書参照)

この規則を提出いたしましたのは、藤沢市公民館条例の一部改正に伴い、  
所要の改正をするとともに、公民館の使用手続についての規定の整備を  
する必要によるものです。具体的な内容については新旧対照表で  
ご説明いたします。

第 4 条第 1 項は、7 月 1 日から各公民館に設置していた公民館運営審  
議会を全市で 1 つの審議会として再編することに伴い、その庶務につい  
て各公民館から生涯学習課へ変更する必要によるもので、施行期日は  
平成 23 年 7 月 1 日です。以下、公民館使用の手続についての規定を  
整備するもので、施行期日を平成 23 年 4 月 1 日とするものです。

第 6 条は、公民館条例第 6 条第 5 項に規定する公民館使用許可の取消  
しについて、その手続の方法を規定する必要があるため、第 4 項を加え  
るものです。

第 8 条は、これまで登録団体の取消しについての規定がありませんで  
したので、新たに第 5 項から第 8 項を加えるものです。

第 9 条第 1 項については、年末年始の申請の受付を行わない期間を、  
公民館条例で定めている使用許可の申請については、市の休日でありま  
す 12 月 29 日から 1 月 3 日までとし、取りやめの届出につきましては、  
本規則において公民館の休館日である 12 月 28 日から 1 月 4 日までと  
その期間にズレがありましたので、使用許可の申請期間とあわせ 12 月  
29 日から 1 月 3 日までと改めるものです。

それでは、議案書を読み上げます。

議案第 49 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について  
藤沢公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2011 年(平成 23 年) 3 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

- 1 改正する規則 別紙のとおり
- 2 施行期日 平成 23 年 4 月 1 日  
ただし、第 4 条の改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日  
から施行する。

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市公民館条例の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、公民館の使用手続についての規定を整備する必要による。以上、よろしく願いいたします。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 49 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 第 4 条の審議会の庶務は 7 月 1 日からという日にちのズレについて教えてください。

熊谷生涯学習課主幹 現行の公民館運営審議会委員の任期が 6 月末日となっておりますので、平成 23 年 6 月 30 日までについては、公民館運営審議会は現行どおりとし、7 月 1 日から新しい形での公民館運営審議会とするものです。

岩本委員長 ほかにありませんか。  
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第 49 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第 50 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷総合市民図書館長 議案第 50 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この規則を一部改正する理由は、昨年 12 月議会で総合市民図書館及び辻堂市民図書館の駐車場を、2 時間を超えて使用する場合に有料とするという条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正をする必要によるものです。具体的内容については、新旧対照表でご説明いたします。

第 4 条の中で、藤沢市総合市民図書館及び藤沢市辻堂市民図書館の市民の利用に供する主な施設のうち、自動車駐車場を新たに加えたものです。これにあわせて藤沢市総合市民図書館の中にある「おはなしの部屋」は、今までは団体利用に限るという表記がありましたが、団体利用に限らないということから削除するものです。

次に、第 4 条第 2 項 「前項に規定する自動車駐車場の使用に係る事項は、別に定める。」ということで、詳細については、別の「図書館自動車駐車場の運営管理に関する取扱要領」で規定するものです。例えば使用方法、禁止事項、入場制限といったものを記載しております。具体的には今現在、駐車場の警備員が車の整理を行っておりますが、そこでの使用料の徴収等は危険が伴い、難しいだろうということで、整理券に入場時刻を記

入して利用者に渡し、利用者は退館するときに館内のカウンターで職員に時刻と利用印を押印してもらって、車を出す。このときに2時間を超えていた場合は、時間に応じた使用料をカウンターで職員に支払うという形にしております。

次に、第12条の2 第2項(3)使用料の徴収については、減免規定を規定しておりますけれども、これまでは組織が使う場合だけの規定でしたが、今回、駐車場というのは個人も使用するということで、障がい者については、他の公共施設駐車場の例と同様の規定を加えたものです。具体的には第3号で、「次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合」。これは具体的には駐車場のことですが、アとして身体障がい者手帳、イとして療育手帳、ウとして精神障がい者保健福祉手帳、エとして特定疾患医療受給者証、オとして介護保険の被保険者証の交付を受けている方については免除をするという規定を新たに設けたものです。

具体的な申請方法は、第3項については会議室等については、事前に施設使用料と減免申請書を教育委員会に提出するものですが、駐車場に関してはその規定では難しいので、第4項で、前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において、その者に係る諸々の証明書を提示することにより、申請しなければならない。申請があった場合、通常は減免許可書を発行するものですが、この場合には、5として、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するという形で対応してまいりたいということです。

それでは、議案を読み上げます。

議案第50号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について  
藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2011年(平成23年)3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

- 1 改正する規則 別紙のとおり
  - 2 施行期日 平成23年4月1日
- 提案理由

この規則を提出したのは、図書館の自動車駐車場の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を定める必要により、藤沢市図書館に関する条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正をする必要による。以上、よろしくご願ひい

たします。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 50 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、議案第 50 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事

議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この規則を提出したのは、地域分権を推進するため、市役所の各課等で行っていた事務事業を市民センター・公民館に移譲すること、湘南台文化センターの管理運営業務を指定管理者に行わせること、藤沢市スポーツ広場条例及び同施行規則の制定、及び藤沢市公民館条例施行規則の一部改正に伴い、分掌事務、固有事務決裁及び公印の規定について所要の改正をする必要によるものです。それでは、新旧対照表によりご説明いたします。下線部分が改正点です。

第 4 条、文化推進課の分掌事務です。湘南台文化センターの管理運営業務を指定管理者に行わせるため、分掌事務を改正及び追加するものです。

次に、スポーツ課の分掌事務です。藤沢市スポーツ広場条例及び同施行規則の制定に伴い、分掌事務を追加するものです。

続いて、第 6 条の公民館の所掌事務です。地域分権を推進するため、事務事業の移譲に伴い、分掌事務を追加するものです。なお、市全体における平成 23 年度における移譲事務の件数は事務事業が 34 件、許認可が 6 件、証明発行が 27 件の計 67 件となっております。平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間で市役所本庁から各地域に移譲される事務は 155 件と予定されております。

次に、固有事務決裁表になります。55 ページ最下段から 58 ページは、先ほどご決定いただきました藤沢市公民館条例施行規則の一部改正において、7 月 1 日から公民館運営審議会の庶務を生涯学習課に改めることに伴い、固有事務決裁を追加及び削除するものです。地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴う規定の整理をするものです。



続いて 58 ページの文化推進課です。湘南台文化センターの管理運営業務を指定管理者に行わせることに伴い、固有事務決裁を追加するとともに、規定の整備を行うものです。

続いて 60 ページ、スポーツ課のうち藤沢市スポーツ広場条例及び同施行規則の制定に伴い、固有事務決裁を改めるものです。

次に 62 ページ、公印の名称、寸法、書体、用途等について規定する別表第 3 の新旧対照表になります。64 ページ、ひな形 5 の「藤沢市教育委員会教育長印」は、用途の規定を現状に合わせ規定の整備をするものです。

65 ページ、ひな形 15 の「藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用」は、藤沢市スポーツ広場条例及び同施行規則の制定に伴い、公印の規定を追加するものです。

42 ページの公印のひな形について、別表第 4 ひな形 15 「藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用」を追加するものです。

附則 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行しますが、公民館運営審議会の庶務を生涯学習課に改めることに伴う固有事務決裁の追加及び削除につきましては、平成 23 年 7 月 1 日からの施行とするものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2011 年（平成 23 年）3 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

- 1 改正する規則 別紙のとおり
- 2 施行期日 平成 23 年 4 月 1 日

ただし、別表第 2 固有事務決裁表の改正規定（同表生涯学習課の項社会教育の項中「社会教育委員会議の庶務 課等の長」の次に「公民館運営審議会の庶務 課等の長を加え、同表中生涯学習課の項公民館の運営管理の項公民館運営審議会会議の項、及び同表中生涯学習課の項公民館の運営管理の項公民館運営審議会の庶務の項を削る部分に限る。」は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

この規則を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲、湘南台文化センターの管理運営業務を指定管理者に行わせること、並びに藤沢市スポーツ広場条例及び同施行規則の制定等

に伴い、所要の改正をする必要による。以上、よろしくお願ひいたします。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 51 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第 52 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第 52 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、ご説明いたします。

この規程を提出いたしましたのは、地域分権を推進するため、教育委員会が行っていた事務事業を市民センター・公民館に移譲することに伴い、移譲事務を市民センターの職員に補助執行させる規程について、所要の改正をする必要によるものです。新旧対照表に基づきご説明いたします。下線部分が改正点です。

第 5 条、市民センター職員に補助執行させる事務に、下線部分の移譲事務を追加するものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 52 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2011 年（平成 23 年）3 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

- 1 改正する規則 別紙のとおり
- 2 施行期日 平成 23 年 4 月 1 日

提案理由

この規程を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、所要の改正をする必要による。以上、よろしくお願ひいたします。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 52 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。

学校安全対策に関することに係る補助という部分をつけ足すことによって、現場でどんなよい点が生まれるのか、あるいは今の事務執行上で便宜上変えていかなければいけないのか。

吉田教育総務部参事 学校安全に係る業務ですが、スクールガードリーダーに関する業務を移行する形になっています。現状は、それぞれのセンターで各地域ごとの学校安全のグループをつくって、そこにガードリーダーを派遣していただくというような形を取りたいと思っています。教育委員会だけではなかなか手が回らない部分を 13 センターで取り上げて下さるといいかなと思っています。ただ、あくまでも補助となっていますので、組織的なものとか、学校に係るものは現状どおりですけれども、給与は市民センターから払われるという状況です。

岩本委員長 ほかにありますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第 52 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第 53 号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第 53 号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この規程を提出いたしましたのは、学校用務員のうち、その職が上級主査である学校用務員について、業務監督者としての職務を定めるため、所要の改正をする必要によるものです。

学校用務員業務につきましては、平成 23 年 4 月より 1 校 1 名体制とし、小学校・中学校・特別支援学校 55 校を 5 ブロックに分け、集団作業を円滑に行う必要があることから、各ブロック業務監督者たる上級主査職を配置するもので、今回の改正はその業務内容を追加するものです。72 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 7 条第 1 号から第 5 号までを新たに追加するものです。なお、上級主査の職務内容につきましては、既に上級主査の職務内容が確立されております市長部局の環境部や財務部との整合を図っております。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 53 号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程を次のように改正する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木柿己

- 1 改正する規制 別紙のとおり
- 2 施行期日 平成23年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員について、業務監督者としての職務を定めるため、所要の改正をする必要による。以上、よろしく願いいたします。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第53号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 学校用務員の配置状況について説明してください。

中島教育総務部参事 学校用務員の配置状況ですが、23年4月から想定しておりますのは、正規職員56名、再任用職員12名という配置になっております。基本的には1校1名体制ですが、このうち5校については、上級主査を配置する関係から、そこに再任用職員2名を加え、上級主査配置校につきましては、再任用2名に上級主査1名、その他の学校については各校1名配置を予定しております。

澁谷委員 上級主査は自分が配置された学校だけでなく、近隣の学校も兼ねるということですか。

中島教育総務部参事 先ほど55校を5ブロックに分けるとご説明いたしましたが、基本的には1ブロック11校で編成してまいりたいと考えております。上級主査については、11校の施設現状を踏まえて集団作業に適した業務、例えば側溝清掃とか樹木の剪定等を1人でやるよりは、11人の中で集団的に作業をしていった方がより効率的である。そういうブロック作業の取りまとめ等を任せていきたいと考えております。

澁谷委員 上級主査は、自分の配置校での仕事に加え、ブロック内のすべての学校の調整もするということですか。

中島教育総務部参事 基本的には学校配置ですが、11校の取りまとめ役を含めて上級主査にその業務を任せていきたいと考えております。

澁谷委員 以前は学校用務員が各校に2名という時期が長かったけれども、このような配置では学校用務員の手が足りないのではという印象を受けるけれども、その点はどうか。

岩本委員長 退職者の補充は行われていないと聞いていますが、正規職員の退職が大量に見込まれた場合、再任用等を増やす予定はありますか。学校の先生方にとっても学校用務員の存在は重要だと思いますが、今後の課題、例えば

年齢層別に関する課題など教えていただけたらと思います。

中島教育総務部参事 学校用務員の業務については、校舎の維持管理、環境整備を中心に行っておりますが、従来は2名配置でしたが、3回の行革の流れの中で23年4月以降は1校1名配置にしていきたいと思いますと考えておりますが、考え方としては従来、1校を2人で守っていたのを今度は11校を11人で守っていくと考えております。基本的には2人いたところが1校1名配置になりますので、業務の見直しはこの間、行ってきておりますし、そういう部分では労働強化にならないような形で、今後とも業務については引き続き見守ってまいりたいと思っております。

それから年齢について、学校用務職員56名を4月から配置ですけれども、平均年齢が46.1歳で、現在50代が16名、40代が35名、30代が5名という年齢構成になっております。3回の行革期間の中で退職者不補充を継続しておりますが、関係団体との労働協約の関係もありまして、これが55人を割る段階になったら、何らかの形で補充をしていくという形になっております。それは採用ではなくて、例えば環境部から人事異動ということも含めて総合的に考えてまいりたいと思っております。

今後の課題ですが、年齢が50代18名、30代5名ということで、ある意味では技術の伝承とか、学校用務員さんは電気、機械を含めてかなりの技能を身につけないと回っていかないという部分もありましたので、いかに技術の伝承をしていくかというのが1つの課題になってくると考えております。

岩本委員長 より良い学校環境をつくるため、また、用務員の職業内容についてもご検討をお願いします。

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第53号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 次に、その他に移ります。

(1) 湘南藤沢市民マラソンの結果報告について、事務局の説明を求めます。

牧野スポーツ課課長補佐 湘南藤沢市民マラソン大会結果についてご報告いたします。

(議案書参照)

開催日は2月27日(日)午前8時30分に一齐にスタートし、最後尾は7~8分後にスタートしております。そして10時半ごろに最終ランナー

がゴールしております。交通規制は 11 時半ということで案内していただきましたが、皆様のご協力のもと 11 時過ぎに交通規制解除がされました。会場は江の島島内のかながわ女性センターをスタート・ゴールとして 134 号線を走り、10 マイルコースについては 2 周回、5.64 マイルについては 1 周回というコースでした。主催及び後援は記載のとおりです。

参加人員は、募集定員が 6,500 名、有効申込者数というのは最終的に申込みの入金をもって正式エントリーとなりますので、6,251 名。当日参加者は 5,436 名。参加率 86.96%、完走者は 5,366 名、完走率は 98.7%となります。各項目の内訳については記載のとおりとなっております。ボランティア協力については、体育指導員、体育協会、一般申込者、ボランティアアメッツ、自衛隊、高校生、大学生等いろいろなところから約 700 名のボランティアに協力をいただいております。

特記事項としては、藤沢スポーツ振興基金のチャリティー基金と一緒に受けておまして、55 万 4,000 円ほど基金に入れていただけたということで、今、事務を進めております。また、同時開催した「平和の輪を広げるチャリティー基金」についても、大会当日、市長以下理事者に並んでいただいて約 8 万円の募金があったということです。また、特徴的な内容としては、先導車に湘南工科大学のソーラーカーにより 1 周回、先導していただきました。また、27 日は曇りから晴れに変わり、大きな問題もなく終わりましたが、救急車 2 台出動、脱水症状的なものと脱力感的な方が 1 名ずつ、それから小さなバンドエイドの利用者 25 名が救護の面でありました。

今後、実行委員会を開催し、今回の課題点等を整理して第 2 回目以降も盛大に持っていきたいと考えております。報告は以上です。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員

第 1 回目ということで、開催まで大変だったと思いますが、天気がよくて走っている方々も気持ちよさそうで、大成功だったと思います。私は家から近かったので沿道にも行きましたが、家で J : COM も見ました。J : COM の中継がうまくつながらなくて、映像や音声途切れ途切れでちょっと残念でした。

岩本委員長

東京マラソンと同日ということでちょっと心配したのですが、結果的にはたくさんの方が集まり良かったと思います。東京マラソンとは違った海のそばを走るマラソンに、遠方からも出場してみたい、第 2 回以降はどうなるのかと聞かれたりします。末永く藤沢市のスポーツ行事になったらいいなと思いますが、その辺はいかがですか。

牧野スポーツ課課長補佐 当日は皆様方にはご参加、ご声援をいただきましてありがとうございました。2回目以降は、今回の反省点、課題点等を生かしながら、また、理事者等関係機関と調整して、安全のもと実施に向けて検討していきたいと思っております。

岩本委員長 ほかにご意見等がなければ、この件については了承いたします。

×××

岩本委員長 次に、(2)第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果報告について、事務局の説明を求めます。

牧野スポーツ課課長補佐 第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果報告をいたします。(議案書参照)

2月13日(日)神奈川県が実施主体となって、各市町村が選手を派遣し、対抗競走が行われました。スタートは秦野市中央運動公園から県立相模湖公園まで51.5キロの7区間の競走駅伝大会です。藤沢市は2位で、2時間42分28秒でした。小林監督ほか各区間の走者は記載のとおりですが、2区の橘さんを中心とした構成メンバーで、名前下の括弧内の数字は個人の区間記録となります。ちなみにここ3年間、第63回が3位、第64回も3位、今年度2位と好成績を収めた駅伝競走大会でした。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

この駅伝構成メンバーに女性1人というのは、どういう選抜をされているのか。それから出場は中学生以上なのか、教えてください。

牧野スポーツ課課長補佐 藤沢市陸上協会の協力により、選手を選考していただいております。また、競技出場には規定にのっとり、女性区間また中学生区間にはそれに当たる方が入るというルールになっています。

岩本委員長 中学生も大人と一緒に走るという経験ができるわけですね。

澁谷委員 ここ3年間3位、3位、2位といい成績を残しているの、来年は優勝ですね。

岩本委員長 最近、市民マラソンが盛んになってきていますので、こういったことが地域のスポーツ行事として根づいていくように、多くの市民の方に見に来ていただけるようになればと思います。

ほかにご意見がないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 以上で、本日、予定しておりました公開により審議する案件は、すべて終了いたしました。

ここで、今回の大震災についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員 3月11日の地震に対して各小・中学校はどういう対応をされたのか、お知らせいただきたいと思います。

吉田教育総務部参事 3月11日(金)2時40分ごろでしたので、各学校ともに授業していたり、小学校低学年は帰宅していたという状況もありますが、揺れからしばらくして外に避難し、その後、学校内に戻して、学校によってそれぞれの地区ごとに先生と一緒に集団下校する、また、必要な個所に立って下校指導するという対応を取りました。また、南部の海に近い学校については、避難した後、大津波警報が出ていたという状況もあり、安全確認ができるまで学校で待機をしていたという状況もあります。また、迎えに来た保護者に引渡すことになっていますが、交通障害により、なかなか迎えにこれない状況が生じたり、電話も全く通じないという状況がありましたので、各学校で子どもを待機させるなどして、安全確認ができた段階で帰しているという状況になっています。特段、子どもたちに支障があったということはなく、全員無事に帰途についたという報告を受けております。

岩本委員長 市内の学校施設、教育関連施設で被害は出ていますか。

酒井教育総務部参事 特に大きな被害はございませんでしたが、一部の小学校において、建物の上に排水設備があるところから水が流れてきたということで、建物と建物をつないでいる給水、排水のためのエキスパンションが地震の影響で外れてしまったというところが2カ所ありました。それらは緊急対応として先々週は仮修繕、一昨日はきちんとした部品が手に入ったので、完全に取替え修繕をいたしました。多くはエキスパンション自体が破損したとか、はがれたものですので、その対応も今検討中ということです。それから俣野、大清水あたりの学校については、建物と外側のコンクリートの間にヒビが入ったということはありません。

小澤委員 それから地震当日の対応ではなくて、今後、震災に対してどのように対応していくべきかという考えがありましたらお聞かせください。

田中教育総務部長 今回の地震は計画していたもので対応するには大違いの部分がありました。ただ、避難等を行った中で、津波という2次的な部分がありました。その津波への対応として、南部の海岸に近い学校では避難をさせるべきなのか、迎えに来た保護者に引き渡すのか、それとも学校の上階に避難をさせ、保護者との連絡の中で落ち着いてから家庭に帰すのか、そういった部分が具体的に見えてきましたので、反省も含めて対応を考えていきたいと思います。

小澤委員 また、いつ起こり得るかわからないので、できるだけ早く対応していただきたいと思います。

岩本委員長 栃木県鹿沼市にあるホンダ工場は、犠牲者が1人だったのは、その直前



に避難訓練を行っていたため、地震当日、皆上手く逃げることができ、被害が最小限にとどめられたという話を聞いています。ぜひ藤沢市でも避難訓練等のあり方の見直しをしていただければと思います。それから今後、被災者の受け入れとして、例えば仮設住宅ができるまでの短期間、あるいは藤沢の親戚を頼って引っ越してくる方もいらっしゃるかもしれませんが、教育関連施設とか教育委員会の関連するもので、被災者への支援など考えていることがありましたら、教えてください。

秋山生涯学習課長 本市における被災者の受け入れについては、市長を本部長とした災害対策本部会議が11日の災害発生時以降、昼夜を問わず15回ほど開催しております。その間、日々刻々と変わる状況の中で、全市的な対応としてどうするか、災害対策本部の中で確認されるだろうと思いますが、社会教育施設等々についても利用者のご理解をいただく中で、節電も含めて厳しい状況でございますので、全国的な支援の輪を広めていくことが求められていますし、当然、藤沢市にも求めがあれば、市民のご理解も得る中で可能な限り進めてまいりたいと考えております。

岩本委員長 藤沢市内も計画停電の影響もあり、給食や授業時間の確保等さまざまな課題が4月以降の新学期に予想されます。そういったことは保護者、市民の方々のご協力、ご理解を得る必要もありますし、事務局にも柔軟かつ迅速な対応が求められると思いますので、よろしくお願いします。一方、被災者の方々がいらっしゃるようなことがあれば、転校等いろいろな面で対応できる機動力のある教育委員会事務局を目指していただきたいと思います。ぜひ力を合わせて頑張っていきたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 次に、次回定例会の期日を決めたいと思います。4月14日（木）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩本委員長 それでは、次回定例会は4月14日（木）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時08分 休憩